

令和元年 筑前町議会総務建設常任委員会会議録		
招集年月日	令和元年 6月 12日(水)	
招集の場所	筑前町役場議員控室	
開 会	令和元年 6月 12日(水) 12時 10分	
閉 会	令和元年 6月 12日(水) 12時 41分	
出席委員	委員長 木村博文 委員 持山英幸 委員 田口譲司 委員 田中政浩 副委員長 奥村忠義 委員 木村和彦 委員 山本一洋	
欠席議員	なし	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	請願第1号 紹介議員 深野良二 財政課長 神本浩美 請願者 筑前町職員労働組合 執行委員長 神崎英明 請願第2号 紹介議員 河内直子 総務課長 大武一幸 請願者 福岡県建設労働組合筑紫支部 支部長 矢野路治 書記長 甲斐武征	
欠席者	なし	
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 仲村浩之 議会事務局議会係長 中原玲子	
付託事件	請願第1号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書 請願第2号 「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願」	

議事録

総務建設常任委員会

令和元年6月12日（水）

開会	
委員長	それでは、全員お揃いのようでございますので、ただ今から、総務建設常任委員会を開会いたします。 (12:10)
委員長	これより、本委員会に付託されました請願第1号『「地方財政の充実・強化を求める意見書』の提出を求める請願書』を議題とし、審査を行います。 まず、本日の出席者をご紹介します。 請願者の、自治労筑前町職員労働組合 執行委員長 神崎英昭様。
神崎 執行委員長	よろしくお願ひします。神崎です。
委員長	紹介議員の深野良二議員。
深野議員	よろしくお願ひします。
委員長	また、担当部局として、財政課長に同席していただいております。
財政課長	よろしくお願ひします。
委員長	お忙しい中、ご参集いただき、ありがとうございます。 次に、請願趣旨について、請願者の説明を求めます。 執行委員長 神崎英昭さん
神崎 執行委員長	筑前町職員労働組合で執行委員長をしております神崎です。どうぞよろしくお願ひします。 本日は、お忙しい中、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。 今日はですね、自治労の職員労働組合から我々の要望として、請願書を提出させていただいておりますので、お願いにまいりました。 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書です。 請願事項 1. 地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う一般財源総額の確保をはかること。 2. 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。 3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入について、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。 4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財政確保をはかること。 5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をはかること。 6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。 7. 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な解決策の協議を進め、各種税制の廃止、減税を検討する際には、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。 8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。 9. 地方交付税の法定率の引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。 10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。 以上が、請願事項でございます。 引き続き、請願の趣旨でございます。

	<p>地方自治体の現状、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中の医療費、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災の実施など、新たな政策課題に直面しているところでございます。</p> <p>一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があると考えております。</p> <p>こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速している現状がございます。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであります。地方財政全体の安易な縮小につながることが危惧されるものとなっております。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導でもあり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであると考えております。</p> <p>本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を確保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建の目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかでございます。</p> <p>このため、2020年度政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。こうした観点から、地方自治法第99条の規定に基づき国との関係機関へ意見書の提出を請願いたします。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
委員長	次に、紹介議員の説明を求めます。 深野良二議員
深野議員	請願の内容については、今詳しくですね、請願者から話を聞いていただいたとおりです。 今回の請願については、2020年以降ですね、地方一般財源を確立していく上で、大事だと思っていますので、地方6団体ではありますけれども、その1つの団体であります私ども議員の立場からですね、しっかりと、この請願を総務常任委員会で審議していただき、意見書を採択していただきますよう、私のほうからもよろしくお願ひいたします。以上です。
委員長	他に、補足説明がありましたらお願ひします。 以上で、関係者からの説明が終わりました。 これから、請願第1号に対する質疑に入ります。 請願者、紹介議員、当局に対し、質疑がありましたらお願ひします。 山本委員
山本委員	請願書の、請願事項の10番目でございますけれども、自治体の基金残高を、地方財政計画、地方交付税に反映させないというのを、ここ部分があんまり、はっきり分からぬというか、筑前町の場合、基金残高が、財政計画の中には大変大きなウエイトもあると思います。そこら辺の関係について、ちょっとどういうふうにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。
委員長	請願者の回答を求めます。
神崎執行委員長	この部分につきましてはですね、地方財政計画、交付税に反映させないことということですが。

	<p>その残高を見越してですね、そういうふうな交付税やら計画に反映させてですね、自治体に対してですね、国が圧力をかけてくるということが実際上、起こっておりままでの、その部分で、この10番として上げさせていただいている次第です。</p> <p>詳細につきましては、ちょっと詳しくは存じあげませんが、そういうことでござります。そういった趣旨で上げさせていただいております。</p>
委員長	補足を。
財政課長	ちょっと議会の中でも何回かは申し上げましたけど、地方の基金残高が増え続けています。それを国がちょっと問題にしているので、そういったことも。
委員長	山本委員
山本委員	今の説明で分かりました。言われている趣旨が分かりました。
委員長	他に、質疑はございませんでしょうか。 奥村委員
奥村委員	3番、地方交付税におけるトップランナー方式の導入についてと。 このトップランナー方式とですね、地方交付税、ここをもっとどういう関係なのか具体的に説明してほしいですが、どうかかわってくるのか。
委員長	請願者の方、回答よろしいですか。
神崎 執行委員長	トップランナー方式につきましてはですね、民間を意識したですね、算定によって、地方交付税に圧力をかけてくるという事項でございまして、そういうことをですね、安易に導入することによって地方交付税を縮小していくということはしないようにと、いうような請願事項でございます。
奥村委員	はい、分かりました。
委員長	補足ありますか。 財政課長
財政課長	これは、もう既に交付税の中には導入されています。 要は、もう民間委託できるようなものについては民間委託しなければ、交付税が縮小されますよということになります。 ただ、これは問題がありまして、10万人都市をモデルにしたことで試算をして、それを交付税の基礎数値にしたりとかですね、そういったことありますので、ぜひこれは、請願の内容にあるようにですね、していただきたいと。それは町当局もですね、そういった考えです。
委員長	他に、質疑はありませんでしょうか。 以上で、請願者からの説明が終わりましたので、請願者、紹介議員、財政課長の皆様におかれましては退席していただきます。大変お疲れさまでした。 (請願者、紹介議員、財政課長退席)
委員長	これより、討論を行います。 まず、請願第1号に反対者の反対討論を許します。 (討論なし)
委員長	討論がないようですから、以上で討論を終結いたします。 これより、請願第1号『「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書』を、採択いたします。 請願第1号は、採択することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、請願第1号『「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書』は、採択と決しました。 お諮りいたします。

	<p>ただ今、採択いたしました請願第1号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。</p> <p>提出先については、以前の意見書に基づいて、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣宛といたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、請願第1号については、地方自治法第99条の規定により関係行政庁へ意見書を提出いたします。</p> <p>意見書の提出の発議にあたり、提出者は委員長になりますが、賛成議員か2名必要です。</p> <p>慣例に沿いまして、議員名簿順で、副委員長の奥村委員、持山委員にお願いしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>後で発議書に署名をお願いいたします。</p> <p>なお、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては、委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	異議なしと認めます。
委員長	<p>それでは、第1号についての審査が終わりましたので、引き続き第2号に入りたいと思います。</p> <p>しばらくお待ちください。</p> <p style="text-align: right;">(12:24)</p>
委員長	<p>それでは、続きまして、請願第2号の請願審査を行います。</p> <p style="text-align: right;">(12:28)</p>
委員長	<p>本委員会に付託されました請願第2号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願」を、議題といたします。</p> <p>はじめに出席者をご紹介いたします。</p> <p>請願者の、福岡県建設労働組合筑紫支部 支部長 矢野路治様。</p> <p>同じく、書記長の、甲斐武征様。</p> <p>紹介議員の、河内直子議員。</p> <p>担当部局として、総務課長。</p> <p>以上の方々です。</p> <p>お忙しい中、ご参集、誠にありがとうございます。</p> <p>次に、請願趣旨について請願者の説明を求めます。</p>
甲斐書記長	<p>改めまして、今回こういう機会を設けていただきましてありがとうございます。</p> <p>先ほどご紹介いただきました、建設労働組合の筑紫支部で書記長をしております甲斐と申します。</p> <p>今回、この意見書の説明になるんですけども、我々、建設労働者、一人親方、事業主、諸々、福岡県内で1万4,000人、全国で言うと62万人組合員がいるんですけども、そうした中で多くの建設労働者が、この間アスベストを、建材で使用されてきたアスベストを加工、解体、そして粉塵になったものを吸い込むという、現場の中で、アスベストというものが吸い込んで10年から40年の潜伏期間を経てですね、肺がんや中皮腫という疾病を起こすということで、どんどん被害者が広がっていま</p>

	<p>す。</p> <p>毎年、この間、労災認定を受けた方々だけでも 1,000 人を超えております。その中の半分以上が、建設労働者が被害者というふうになつていて、この間、国に対して言いますと、危険なものというふうに早い段階で分かっていたにもかかわらず、建築基準法などで定めですね、推進をしてきました。</p> <p>現場の労働者はこのアスベスト建材というものが、後にこういう危険なものということを知らされることなく、そしてマスクの着用ですとか、という指示もなくですね、通常どおり現場でまじめに働いてきた方々が、何十年後にこうした病気になられて被害者がどんどん膨れ上がっているということで、一方で、そうした国と建材メーカー、アスベストを作ったメーカーに対して損害賠償という訴訟も起きてはいるんですけども、その中でも国の責任がこの間 10 回続けて、早くに分かっていたけど対策を怠ったという判決が出されています。</p> <p>そうした中でどんどん被害者も出てきますし、今生存している原告もどんどん少なくなつてきているということで、この被害者の、アスベストの被害者ピークが 2040 年と推定をされています。</p> <p>日本全国にアスベストが残っている民間の建物が 280 万棟というふうに言われています。この建て替え時期で、アスベストを新たに今、使用はされていないんですけども、今後解体ですか住宅の改修工事等で、十分に建設労働者だけでなく民間の方々にも被災、り患してしまふ恐れが十分にあるので、この、まずアスベストの今後の対策を、早急に国の行政団体で対策をしてほしいというふうに思っています。</p> <p>一昨年も豪雨被害が朝倉ありましたけれども、そこで瓦礫となった建物からもですね、粉塵がまっているという懸念が大きく問題となっています。</p> <p>阪神淡路大震災のときもですし、この間の東日本そして熊本でもですね、瓦礫でボランティアの方々が被災するという危険性がありますし、現に阪神淡路大震災でのボランティアの方が中皮腫となって、認定されたという事例も上がってきています。</p> <p>こうしたものがまだ多く残っているので、そこに向けた対策を考えてほしいのが、まず 1 点になります。</p> <p>もう 1 点は、もう既に吸い込んである方はもう多分にいらっしゃいます。その方が今後どんどん被害が発症してしまいますので、そこに向けてですね、一人ひとり今のように個別案件で訴訟、提訴して争うのではなくて、こうした早い段階での怠ったというところも含めて、行政で救済する手立てをつくり上げてほしいという請願の趣旨になります。</p> <p>今、今日資料もお配りいただいているけれども、福岡県内で言いますと、60 自治体中、6 月議会前の段階で言いますと 42 自治体で、この同等の意見書が採択、可決をされております。ぜひ、この筑前町におかれましても、この建設アスベストの被害の早期救済・解決、基金創設ということで、国に求める意見書採択いただければというふうに思っております。ぜひ、よろしくお願ひいたします。</p>
委員長	<p>ただ今、趣旨等々につきまして、詳しくご説明をいただきましたが、よろしければ請願書という形でございますので、この請願書原文についてですね、支部長のほうからでも読んでいただきまして、お願ひいたします。</p>
矢野支部長	<p>支部長の矢野路治です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、読み上げますので。</p> <p>建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書</p> <p>1. 要旨</p> <p>建設従事者のアスベスト被害の早期解決と被害の根絶を図り、被害者に対し速やか</p>

	<p>に、また、負担なく救済するための「被害者救済基金」創設の検討を求める意見書を貴議会で採択することをお願いいたします。</p> <p>2. 理由としまして、アスベストを大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの国民に広がっています。</p> <p>アスベスト被害について、欧米諸国においては、製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では建設業従事者に最も多くの被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、そして国においても、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。特に建設業は重層下請構造や「従事者が数多くの現場に渡って就労する」ことから、労働災害として認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。</p> <p>また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者の救済に向けて速やかな対処が求められます。</p> <p>よって、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題が早期に解決されることが求められています。</p> <p>また、こうした被害者を速やかに、また、被害者の負担ができる限り少なくて救済するためには「被害者補償基金」の創設が望まれます。</p> <p>国に対して、下記の事項に対して意見書を提出することを求めます。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p> <p>令和元年5月23日、筑前町議会議長 田中政浩様 請願者、福岡県建設労働組合筑紫支部 矢野路治。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、紹介議員の説明を求めます。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>先ほどの書記長の説明の中でもありましたが、近隣の市町村でも数多く採択されています。事務局の調べでは20自治体ぐらいしかありませんが、実際はもう40を超えている自治体で採択されています。</p> <p>筑紫地区におきましても、採択されてないのが春日市とうちだけなんですよ。今回6月議会に春日市も提出しているところです。ぜひですね、筑前町でも採択の方向に向けよろしくお願ひしたいと思います。</p>
委員長	<p>先ほど書記長さんより補足説明がありましたけれども、何か他にありましたらお願ひいたします。</p> <p>ないようですので、以上で関係者からの説明が終わりました。</p> <p>これから、請願第2号に対する質疑に入ります。</p> <p>請願者、紹介議員、当局に対しまして、質疑がありましたらお願ひいたします。 (質疑なし)</p>
委員長	<p>質疑がないようです。</p> <p>以上で、請願者からの説明が終わりましたので、請願者、紹介議員、総務課長の皆様には退席していただきます。大変お疲れさまでした。 (請願者、紹介議員、総務課長退席)</p>
委員長	<p>これより、討論に入ります。</p> <p>まず、請願第2号に反対者の反対討論を許します。 (討論なし)</p>
委員長	<p>討論がないようですから、以上で討論を終結いたします。</p> <p>これより、請願第2号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救</p>

	<p>済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願」を、採決いたします。</p> <p>請願第2号は、採択することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、請願第2号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願」は、採択と決しました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただ今、採択しました請願第2号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、請願第2号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。</p> <p>意見書の提出の発議にあたり、提出者は私、委員長になりますが、賛成議員2名が必要であります。前回の続きの順番で、木村和彦委員、田口委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p>
委員長	<p>後で、発議書に署名をお願いします。</p> <p>なお、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	異議なしと認めます。
散会	
委員長	<p>以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了いたしましたので、総務建設常任委員会を散会します。</p> <p>本日は、長時間お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(12:41)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p>総務建設常任委員長</p> <p style="text-align: center;">木村博文</p>